

公 告

令和5年度緑川ダム管理所管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定の締結

次のとおり公告します。

令和5年1月26日

国土交通省九州地方整備局
緑川ダム管理所長 松岡 忠浩

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

令和5年度緑川ダム管理所管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定（以下「本協定」という。）は、緑川ダム管理所（以下「当管理所」という。）が管理する直轄区間において、法面崩壊等の大規模な災害が発生若しくは災害の発生が予測された場合、緊急的に河川の巡視又は応急対策工事を実施することを想定し、あらかじめ実施業者を定め、被害施設の早期発見、応急復旧及び災害の拡大防止に資することを目的としたものである。

(2) 協定対象区域及び協定対象企業数等

本協定の公募する協定対象区域及びその協定対象企業数は、下記のとおり予定している。

また「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長又は災害等支援本部長（九州地方整備局長）等から応援依頼があった場合は、当管理所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、地方自治体等）において発生した災害等の応急対策を要請する場合がある。

協定対象区域	協定対象企業数
緑川ダム管理所管内 緑川 左右岸 38k900～49k700 (L=10.8km)	5社程度

(3) 協定期間 令和5年4月1日（予定）～令和6年3月31日

(4) 協定を締結する企業の特定

1) 本協定を締結する企業は、本協定の締結を希望する企業より特定する。

本協定の締結を希望する企業は、技術資料を提出するものとする。

2) 提出する技術資料は、下記のとおりとする。

- ①災害を想定した簡易な施工体制
- ②資機材等の調達能力
- ③企業としての業務実績
- ④災害協定等の実績

3) 提出された技術資料を基に総合的な評価によって協定対象企業を特定する。

ただし、「2. 参加資格要件」に該当しない者については特定しない。

(5) 本協定締結後の業務等の請負契約

1) 本協定締結後に災害が発生した場合等にあって、当管理所が工事等の実施が必要と判断した場合は、当管理所は協定を締結した企業（以下「協定企業」という。）に対して、必要となる工事等の実施の要請を行うものとし、あわせて両者は工事等の請負契約を速やかに締結するものとする。なお、要請及び契約締結を行う企業については、当管理所において決定するものとする。

2) 本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、工事は行わない。

2. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (3) 技術資料の提出期間中において、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配又はこれに準ずるものとして排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 緊急事態発生に伴う協力要請があった場合、当管理所へ配置予定技術者が緊急に参集できる体制を確保できること。
- (6) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和5・6年度一般土木工事又は維持修繕工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の申請を行っていること。
九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和5・6年度一般土木工事又は維持修繕工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を令和5年4月1日時点において受けていること。
なお、認定されていない者のした申請は、競争に参加する資格を有しない者のした申請として、当該申請を無効とする。
- (7) 建設業法に基づく主たる営業所(一般競争(指名競争)参加資格申請書に記載された本店の住所による。)が緑川流域管内にあること。なお、緑川流域管内とは下記のとおりとする。

該当本店所在地

対象区間名	本店の所在地
緑川流域管内	緑川流域管内(熊本市[旧植木町を除く]、宇城市、宇土市、八代市[旧泉村]、上益城郡[御船町、嘉島町、甲佐町、山都町、益城町]、下益城郡[美里町]、菊池郡[菊陽町、大津町]、阿蘇郡[西原村])

3. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒861-4703 熊本県下益城郡美里町畠野3456
国土交通省九州地方整備局 緑川ダム管理所 担当 : 管理係
電話 0964-48-0216

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間： 令和5年1月26日（木）から令和5年2月17日（金）までの土曜日、
日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- ② 交付場所：熊本県下益城郡美里町畠野3456
国土交通省 九州地方整備局 緑川ダム管理所 管理係
- ③ 交付方法： 手渡しにより、交付する。技術資料の様式を電子データにて取得したい者は、
記録媒体（CD-R）を持参すること。

(3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間： 令和5年1月26日（木）から令和5年2月17日（金）までの土曜日、
日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
- ② 提出場所： 上記3 (2) ②に同じ。
- ③ 提出方法： 持参又は郵送等により提出する。
郵送は書留郵便に限る。宅送は書留郵便と同等のものに限る。
提出期間内に必着。

4 その他

(1) 技術資料の作成要領の詳細については、「技術資料等説明書」による。